

6月中旬に郵送でお知らせします。 [民健康保険 には、 所得が少ない世帯を対象にした、 軽減制度や減免制度があります。

保険料額は、 国民健康保険 (国保)

問い合わせ

国保課

(市庁舎1階、

一帯内の加入者数と、

前年所得で

低所得者の軽減制

軽減の対象となる所得の基準額

歳以上65歳未満の人のみ)の

高齢者支援金分、3分護保険

分

険料は①医療保険分、

(2)後期

% 2

国民健康保険料とは

①所得割(加入者全員の前年所得

で掛かる)で構成されています

かる)、③平等割(世帯単位

(加入者1人ず

合算額です。

(1)~(3)それぞれ

が

10	柱域の対象となるが何の金十段
軽減 割合	基準額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{**3} の数-1)
5割	43万円+28万5000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
※3 給	・

60万円、65歳以上の人は125万円を超えて受給している人

図 1 失業した人の軽減制度の対象

Ħ	八	E	又'i	ĪΟ	貝	. 11 €	ΙÉ
~^	- 1	_			. ,	. =-	

雇用保険受給資格者証に記載されている離 職理由コードが11、12、21、22、31、32の人

特定理由離職者

る離職理由コードが23、33、34の人

減免の対象となる所得の要件 図2

所得の少ない世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入 者数と旧国保被保険者数**4 の合算数×35万円+43万円+ 10万円× (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

者に該当または、同居の特別 障害者(加入者に限る)を扶養する世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入 者数と旧国保被保険者数*4 の合算数×35万円+65万円+ 10万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

いずれも、世帯で所得のある人が 1人の場合

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入約153万円~203万円
2人世帯	年金収入約153万円~238万円

② 昭和31年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入約103万円~140万6000円
2人世帯	年金収入約103万円~187万3000円

旧被扶養者に対する減免

区分	期間	減免の割合
均等割 平等割 ^{※5}	国保に加入した月 から2年間	2分の1 減免 ^{※6}
所得割	当分の間	全額減免

※6 均等割と平等割は「低所得者の軽減制度」の5割軽減また

軽減の割合を判定します。 べて変更となります。 軽減の対象となる基準額がす (表1) 今年度

保険料や医療費の負担を軽減する 業した人が国保に加 失業した人の軽減制度 倒産や解雇などでやむを得ず失 入した場合、

国保課への届け出が必要

の均等割と平等割※2が、

あらかじ

やむを得ず

世帯に対して、

国民健康保険料

年中の

7所得**1

が基準額以下

軽減される制度があります。

軽

の割合は7割、

5割、2割の3

場合は世帯主が加入した日)

4 月 1 日

(途中加入者

雇用保険受給資格者証に記載されてい

要経費を差し引いた額です

年の世帯全員の収入から

必

給与や公的年金では、収入から

1

所得とは

をしてください。

加入者がひとり親・特別障害

などを差し引く前の額です。 料控除、医療費控除、配偶者控除 除額を差し引いた額で、社会保険 給与所得控除額や公的年金等控

遺

年金や障害年金などの

非課

入は含みません。

※4 旧国保被保険者:国保から後期高齢者医療制度に移行した人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入約98万円~133万円
2人世帯	給与収入約98万円~171万6000円
3人世帯	給与収入約98万円~222万8000円
4人世帯	給与収入約98万円~272万8000円

① 昭和31年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入約153万円~203万円
2人世帯	年金収入約153万円~238万円

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入約103万円~140万6000円
2人世帯	年金収入約103万円~187万3000円

移行後5年 医

療

保険分と後期高齢者支援金分の 援金分の平等割が2分の1になり 成に変更がなければ、 移行することで、 「が1人になった場合は、世帯構 国保から後期高齢者医療制度 6年目 医療保険分と後期高齢者支 からは3年間、 国保に残る加

資格者」または「特定理由離職者 入していて雇用保険の「特定受給失業した人のうち、既に国保に加 より新たに国保に加入した人と、 度があります。 失業に 減免制度

図 1

証」を持参の上、 きをし、「雇用保険受給資格者 公共職業安定所で雇用保険の手 国保課 へ届け出

なお「雇用保険特例受給資格者 用保険高年齡受給資格者

低所得世帯が対象の減免基準と適用事例 表2

■給与収入のみの場合の減免基準

י לאוי ב חיו	(·) ·) · //
区分	減免が適用になる収入の範囲
自身世帯	給与収入約98万円~133万円
2人世帯	給与収入約98万円~171万6000円
3人世帯	給与収入約98万円~222万8000円
4人世帯	給与収入約98万円~272万8000円

●年金収入のみの場合の減免基準

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入約103万円~140万6000円
2人世帯	年金収入約103万円~187万3000円

均等割 平等割*5国保に加入した月 から2年間2分の1 減免*6所得割当分の間全額減免	区分	期間	減免の割合
所得割 当分の間 全額減免			
	所得割	当分の間	全額減免

は7割軽減に該当する世帯は適用になりません

対象者の前年の給与所得を10 00分の30として算定します。 自己負担 者の前年所得のうち給与所得を1 ら翌年度末までの保険料を、 また、高額療養費など医療費の 軽減の内容は、 人は対象になりません。 限度額の判定の際にも、 離職日の翌日 対象 0 か

今年度の

申請することで減免の対象になる 場合があります。 で保険料が納められないときは、

合の減免制度 ◆その他の理由で納付が困難な場

失業や病気により収入が著 減少した場合

に該当する人です。

制度

2分の1が減免になる場合があり 世帯は、申請することで所得割の 所得の要件 活用しても生活が著しく困難で、 世帯全員の資産や預貯金などを ② 2 に当てはまる

分の30として判定します。

所得が少ないなど、 特別な事情

◆所得が少ない世帯が対象の減免

(表2)

年度分の減免申請の期限は、 り証明書類が必要な場合や、受付 ます。対象者は6月15日以降、 請してください。 入通知書を持参の上、 問が異なる場合があります。 4年3月31日休までです

免申請を受け付けます。 保へ加入手続きをするときに、 を受けられる場合があります。 た65歳以上の人は、保険料の減免 した月から2年間減免を受けら 人(旧被扶養者)で国保に加入し が、後期高齢者医療制度に加入し 均等割と平等割は、 た65歳以上の人の減免制度 社会保険などに加入していた人 他の保険の加入者に扶養されて 所得割は当分の間減免され その人に扶養されていた 国保に加

減免の申請受付期間 納入通知書は6月中旬に郵送 減免の理由によ 国保課に申

> 前と同 を含めて判定します。 ♥特別措置2

人になった世帯への軽減

移行した人が世帯内にいて、 所得に変更がない場合は、 行した人の前年所得や人 一率の軽減が受けられるよう 移 世 数 行 帯

低所得者への軽減

定されるため、

手続きは不要です。

特別措置1

これらの特別措置は自動的に判

国保から後期高齢者医療制度

0

移行に伴う保険料の特別措置 後期高齢者医療制度 への

火災や地震などで資産に重大

損害を受けた場合

掛かった場合

長期入院などで多額

の医療費

数が少なくなる国保世帯には、 険料の特別措置があります。 行したことにより、 から後期高齢者医療制度 加入者の人 保